

042 □□□  
 認定基準においては、うつ病エピソードを発病した労働者がセクシュアルハラスメントを受けていた場合の心理的負荷の程度の判断は、その労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかで判断される。

043 □□□  
 医師、看護師等医療従事者の新型インフルエンザの予防接種（以下、本肢において「予防接種」という。）については、必要な医療体制を維持する観点から業務命令等に基づいてこれを受けざるを得ない状況にあると考えられるため、予防接種による疾病、障害又は死亡（以下、本肢において「健康被害」という。）が生じた場合（予防接種と健康被害との間に医学的な因果関係が認められる場合に限る。）、当該予防接種が明らかに私的な理由によるものと認められる場合を除き、労働基準法施行規則第35条別表第1の2の6号の5の業務上疾病又はこれに起因する死亡等と取り扱うこととされている。

044 □□□  
 厚生労働省労働基準局長通知（「心理的負荷による精神障害の認定基準について」平成23年12月26日付け基発1226第1号、以下「認定基準」という）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、本問において「対象疾病」とは、「認定基準で対象とする疾病」のことである（以下本肢からH24-07Eまで同じ）。認定基準においては、次のいずれの要件も満たす場合に、業務上の疾病として取り扱うこととしている。①対象疾病を発病していること。②対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。③業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

045 □□□  
 認定基準における対象疾病の発病に至る原因の考え方は、環境由来の心理的負荷（ストレス）と、個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的破綻が起こるし、逆に脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても破綻が生ずるとする「ストレス－脆弱性理論」に依拠している。

046 □□□  
 認定基準においては、「業務による強い心理的負荷」について、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるとしている。

042 H27-01E × **法12条の8、労基則別表第1の2、平23.12.26基発1226第1号**  
 労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的に**どう受け止めるか**という観点から評価されるものであり、「同種の労働者」とは**職種、職場における立場や職責、年齢、経験**等が類似する者をいう。

043 H27-05B ○ **法7条、平21.12.16基労補発1216第1号**  
 設問のとおりである。予防接種については、通常、本人の**自由意思**によって行われ、当該労働者の業務として行われるものとは認められないことから、当該予防接種により疾病、障害又は死亡（以下「健康被害」という）が生じたとしても、健康被害は業務に起因するものとは一般的には認められず、労災保険の給付の対象となるものではない。しかし、医師、看護師等**医療従事者**については、優先接種の取扱いもあり、必要な医療体制を維持する観点から、**業務命令**等に基づいて予防接種を受けざるを得ない状況にあると考えられる。

044 H24-07A ○ **法7条、認定基準第2**  
 設問のとおりである。また、要件を満たす対象疾病に併発した疾病については、対象疾病に付随する疾病として認められるか否かを個別に判断し、これが認められる場合には当該対象疾病と**一体のもの**として業務上の疾病として取り扱う。

045 H24-07B ○ **法7条、認定基準第3**  
 設問のとおりである。このため、心理的負荷による精神障害の**業務起因性**を判断する要件としては、対象疾病の発病の有無、発病の時期及び疾患名について明確な医学的判断があることに加え、当該対象疾病の発病の前**おおむね6か月**の間に業務による強い心理的負荷が認められることを掲げている。

046 H24-07C ○ **法7条、認定基準第3**  
 設問のとおりである。さらに、これらの要件が認められた場合であっても、明らかに業務以外の**心理的負荷**や**個体側要因**によって発病したと認められる場合には、業務起因性が否定されるため、認定要件が認定基準第2のとおり定められた。

- 047 □□□ 認定基準においては、例えば対象疾病の発病直前の3週間におおむね120時間以上の時間外労働を行っていたときには、手待時間が多いなど労働密度が特に低い場合を除き、心理的負荷の総合評価を「強」と判断するとしている。
- 048 □□□ 認定基準においては、労災保険法第12条の2の2が労働者が故意に死亡したときは、政府は保険給付を行わないと規定していることから、業務により精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、業務起因性は認められないとしている。
- 049 □□□ 厚生労働省労働基準局長通知（「C型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に係る労災保険における取扱いについて」平成5年10月29日付け基発第619号）における労災保険の取扱いについての次の記述のうち誤っているものはどれか。なお、本問において「医療従事者等」とは、医療機関、試験研究機関、衛生検査所等の労働者又は医療機関等が排出する感染性廃棄物を取り扱う労働者のことをいう（以下本肢からH23-06Eまで同じ）。  
医療従事者等が、C型肝炎ウイルス（以下、本問の選択肢において「HCV」という）の感染源であるHCV保有者の血液に業務上接触したことに起因してHCVに感染し、C型肝炎を発症した場合には、業務上疾病として取り扱われるとともに医学上必要な治療は保険給付の対象となる。
- 050 □□□ 医療従事者等について、HCVに汚染された血液への接触の後、HCV抗体検査等の検査（当該血液への接触の直後に行われる検査を含む）が行われた場合には、当該検査結果が、業務上外の認定に当たっての基礎資料として必要な場合もあることから、医師がその必要性を認めた場合に行われる当該検査は、業務上の負傷に対する治療上必要な検査として保険給付の対象に含めるものとして取り扱われるが、当該血液への接触以前から既にHCVに感染していたことが判明している場合のほか、当該血液への接触の直後に行われた検査により、当該血液への接触以前からHCVに感染していたことが明らかとなった場合には、その後の検査は療養の範囲には含まれない。
- 051 □□□ 医療従事者等が、ヒト免疫不全ウイルス（いわゆるエイズウイルス、以下この選択肢において「HIV」という）の感染源であるHIV保有者の血液に業務上接触したことに起因してHIVに感染した場合には、業務上疾病として取り扱われるとともに、医学上必要な治療は保険給付の対象となる。

- 047 H24-07D ○ **法7条、認定基準第4の2の(1)**  
設問のとおりである。認定基準第2の②は「対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること」とあるが、この6か月の間に別表1の「特別な出来事」に該当する業務による出来事が認められた場合には、それだけで心理的負荷の総合評価を「強」と判断することになっており、この別表1に、「発病直前の1か月に**おおむね160時間**を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の（例えば3週間**おおむね120時間以上**の）時間外労働を行った（休憩時間は少ないが手待時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く）」が含まれる。
- 048 H24-07E × **法7条、認定基準第8の1、平11.9.14基発545号**  
業務により精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、「**業務起因性**を認める」場合がある。そして、この場合の法12条の2の2との関連については、「結果の発生を**意図した故意**には該当しない」として扱う。
- 049 H23-06A ○ **法7条、平5.10.29基発第619号**  
設問のとおりである。なお、この「感染症通達」は、医療従事者等が、HIV感染者の診断時に使用した注射針を誤って刺した事故（いわゆる針差し事故）があった場合に、労災保険の療養の範囲に含めることを想定している。
- 050 H23-06B ○ **法7条、平5.10.29基発第619号**  
設問のとおりである。HCV抗体が陽性になるには感染後一定の期間がかかるため、当該血液への接触の直後に行われた検査によりHCV抗体の陽性反応が出た場合は、当該血液への接触以前から既にHCVに感染していたものと考えられる。なお、業務に起因してHCVに感染し、C型肝炎を発症した場合には、**業務上疾病**として取り扱われる。
- 051 H23-06C ○ **法7条、平5.10.29基発第619号**  
設問のとおりである。HIV感染の場合、エイズ発症の有無を問わず、HIV感染が判明した段階で専門医の管理下に置かれ、定期的な検査とともに、免疫機能の状態をみてHIVの増殖を遅らせる薬剤の投与が行われることから、HIV感染をもって療養を要する状態とみなされる。